

平成21年度第12回南部町農業委員会会議録

招集年月日	平成22年3月10日(水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階第1第2会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	15時40分	
委員出欠	番号	氏名		番号	氏名	
	1番	三嶋 收勝		12番	橋谷 邦光	
	2番	渡邊 義明		13番	板持 満	
	3番	頼田 晋		14番	和田 隆	
	4番	松川 徹		15番	安達 洋昌	
	5番	岩指 久		16番	野口 康夫	
	6番	市川 春樹		17番	幅田 智	
	7番	吉持 一男		18番	野口 晴正	
	8番	庄倉 三保子		19番	作野 英明	
	9番	秦野 俊美		20番	唯 仁司	
	10番	小林 一弘		21番	恩田 一秀	
	11番	種 正明				
議事録署名委員	19番	作野 英明		20番	唯 仁司	
出席吏員	事務局長 真壁 紹範 主幹 渡邊 睦美					

付 議 案 件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法施行規則第5条の規定による、2a未満の農業用施設用地の認定について
第3号	農用地利用集積計画の決定について
協議事項	(1) 耕作放棄地調査赤判定未了農地の判断について (2) 耕作放棄地アンケート調査及び個々面接指導について
報告事項	(1) 農地法第18条6項の規定による通知について (2) 利用権設定の内容変更の通知について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局 長	ただ今より平成21年度第12回総会を開会いたします。
2. 挨拶	議 長	今回は全員出席いただいております。
3. 議事録署名委員及び書記の選出		議事録署名委員：19番 作野委員、20番 唯 委員 書記： 渡邊主幹
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。
	局 長	議事に入ります前に2か所ほど訂正をお願いいたします。1点は報告事項(1)に「農地法第18条第6項の規定による通知について」とありますが、これは旧農地法20条6項が変更になりまして、通知による報告となったため、今まで議事に入っていましたが報告事項に移ったものですが、26条の2段目に「農地法第18条第2項第6号の規定による通知について」と書いてありますが、これを「農地法第18条第6項の規定による通知について」に変更をお願いします。もう1点は今日現地に行きまして再度現地を確認いたしました。現地調査資料の3条番号②のNO.21~25の登記地目が「田」になっていますが、「畑」でしたので変更願います。 議案第2号、農地法第3条の申請は1件でございます。所有権移転に関するものです。
		[議案第1号、朗読後、説明]

		譲渡人は、実際は78歳になられるお母さんが耕作されており、高齢になられ、この世帯自体でも耕作出来なくなり耕作を他の方にして貰いたいとの事で、今回の売買が成立したようです。譲受人は親戚に当たるようでして、実際はお父さんが農業をされていたようです。この譲受人の案件に際しましては、農地法第3条第2項第1号の農地を効率よく利用して耕作を行うという点、常時従事される要件、下限面積につきましても5反以上、他の人に貸し付けるものではない事、また第2項第7号の地域との調和要件につきましては集落内の売買という事で不許可に該当するような案件ではございませんので第1号議案としてご審議いただきますよう上程させていただくものです。
	議長	議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。
	議長	ちなみに売買価格はいくらですか。
	局長	売買価格は10a当り80万円です。
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	異議なし
	議長	異議なしとの事ですので、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」全会一致で議決、承認されました。
議案第2号 農地法施行規則第5条の規定による、2a未満の農業用施設用地の認定について	議長	続きまして「農地法施行規則第5条の規定による、2a未満の農業用施設用地の認定について」を上程いたします。事務局より朗読と説明をお願いいたします。
	局長	議案第2号としまして2a未満の農業用施設用地の申請が1件出ています。 [議案第2号、朗読後、説明] 2a未満の農業用施設という事で事前着手という事はなく、申請地の横に納屋があります。これは明治34年に建ったもので、宅地から隣接する農地に農業用施設を建てるものです。
	議長	現地調査報告を松川委員さんよりお願いいたします。
	松川委員	本日午前9時より恩田会長、唯代理、橋谷委員、幅田委員、私と事務局2名、計7名で現地調査を行いました。現地調査資料の4頁と5頁をご覧ください。該当地は県道西伯伯太線沿いにありまして、5頁を見てくださいと赤く囲った部分が今回の申請地です。先ほど明治34年に建った納屋というのが横の235-7になりまして、それを囲むように235-2が農地としてあります。この235-2の一部を今回農業用施設用地として使用したいと申請されるものです。当該地の左下の方角が南側になりますが243-1、243-7は山林で、235-2との境には水路があります。山林につきましては申請者の所有になっています。また東側隣接地の235-5は県道西伯伯太線になっていますので、現地調査におきましては隣接地にも水路にも特に影響がないとのことで農業用施設を建てられても問題ないと判断いたしました。
	議長	議案第2号につきまして質疑をお願いします。
	種委員	この施設の面積は記載してありますのでわかりますが辺長を教えてください。
	局長	建物の奥行きが8m、間口が4mになっています。求積表によりますと農業用施設用地になる面積は底辺でなく対角線で10.3m、三角形の高さがそれぞれ4.3mで44㎡となっています。長方形の縦横が出ていません。(図により説明)
	種委員	説明はわかりましたが現地で実測することはされませんでしたか。現地で転用面積が88㎡ということをどう確認されましたか。
	局長	杭を打っておいてくださいとお願いしていましたのでこれで確認しました。
	種委員	現地と申請の辺長があっているのか確認するのが現地確認でないでしょうか。
	議長	地元委員さん杭を打たれる時立会いをされましたか。

	松川委員	はい、立会いました。
	議長	立ち会われた時の辺長を覚えておられましたら教えて頂けませんか。
	松川委員	12月にテープを引っ張り杭を確認しましたが、数字は記憶の範囲で道路側に面した所が5m、奥行きが9mのような記憶があります。現地のほうが公図に落としてみると道路の235-5が台形になっていますので、辺長という形でなく一般的な三斜の求積方法で出されたものです。
	種委員	計算上は三斜でわかりますが、現地を確認する時となると辺長が書いてないと確認のしようがないと思います。今後その辺をお願いします。
	議長	他にございませんか。 (意見・質問なし)
	議長	無いようですので、「議案第2号、農地法施行規則第5条の規定による、2a未満の農業用施設用地の認定について」全会一致で議決、認定されました。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について	議長	議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたしますが、すでに皆様方には議案書を送付いたしておりますので再設定につきましては事務局の朗読を省かせていただきたいと思っております。
	事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画案の決定について」を説明させていただきます。今回ご審議頂きます利用権設定は73件でございます、再設定の計画が42件、新規の計画が31件で、面積は198,795㎡でございます。 [議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の新規利用権設定について内容を説明] 以上の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。ご審議をよろしくお願いいたします。
	議長	議案第3号につきまして整理番号43番から115番まで質疑を受けたいと思っておりますが、47番、113番につきましては委員さんの息子さんの申請案件ですし、95番につきましては委員さんの案件ですので、47番、113番、95番を除きまして質疑を受けたいと思っております。
	野口康夫委員	新規での利用集積はそうでもないのですが、再設定の43番につきましては10a当りの賃借料が12,000円となっております。今は農地賃借料情報に変わっていますがその前の年は小作料の標準額が上田が9,000円となっております。上田は圃場面積が20a以上の農地ということなのですが該当地がそれ以上の田んぼだったのでしょうか。また標準小作料が農地賃借料情報になぜ変わったのか、調べても分かりませんでしたので理由を教えてください。
	局長	今日皆様にお配り致しています冊子、「農地制度ここがかわった」の41ページをご覧ください。ここに農地の賃借料情報の提供とあります。これまでは農業委員会が小作料の標準額を定めていました。定めた小作料はあくまで標準額ですがそれより高い小作料、30%だと思っておりますが、この高い小作料を設定した場合、「下げなさい」と勧告ができるという制度でしたが、これが廃止になりました。勧告ができなくなったとのことで、あくまで農地の賃借料については貸し手、借り手双方の契約に基づいて決めてください。ただしそれについては毎年度、農業委員会が賃借料情報を持っていますので公開することが義務付けられたということになっていまして、平成21年分、昨年1月から12月分につきましては既に公開しています。これはあくまでも目安となる数字です。また聞かれた場合に「以前標準小作料はこのように決められていました」とお伝えする場合もございます。賃借料につきましては制限等がなくなったということになります、借り手も貸し手も納得して貸借が行われることとなります。

野口康夫委員	なぜこういうことを言うかといいますと、農政が変わってきた中で南部町は新しい施策が打ち出されております。そういった事に使われるなら、たとえば特産物等を作る上では余り高い値段で賃借料が動くと借り手側として手が出なくなるのではないかと懸念します。私もインターネットで標準小作料が賃借料情報になったのか調べましたがわかりませんでした。ただ、勧告はできなくなったとしましても、事務局側で今までの実績はこうですと情報提供されたほうが良いと思います。
事務局	再設定 43 番の賃借料の件ですが、農業委員会に書類を提出いただいたのは借り人でした。以前は平成 20 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 31 日まで設定がございまして、この時も 12,000 円でございました。こちらとしましても高い賃借料でしたので、一番高くても 9,000 円です、この田んぼでしたらもっと低い値段ですとお伝えしまして、それでもこの値段を出されますかとお尋ねいたしました。するとこの面積 378 m ² で 4,500 円ほどなのでこれで結構です、とおっしゃいましたので申請を受理いたしました。
唯代理	情報提供はされましたか。
局長	情報提供につきましてはホームページに公開しておりますが、広報の 3 月号に農地賃借料情報を載せるようにしています。
安達委員	整理番号 87 番、103 番、104 番、105 番についてお尋ねします。87 番で 10 a 当たり 8,000 円で借りておられますが、同じ上中谷、集落は別々ですが 0 円の賃借料です。この辺り経緯をお聞きしたいと思います。
事務局	87 番の賃借ですが、ご主人がずっと耕作をされていましたが亡くなられ、作業委託されていましたが今回頼まれるものです。農地は荒れていません。103 番、104 番、105 番、借受人で出される申請ですが実質はお父さんが農地を耕作されています。103 番は現在病気で奥さんが看病されています。実質は息子さんが耕作されていますが自宅近くの農地のみにしたいたいのことで頼まれるものです。他に受け手がないという状況です。104 番ですが不在地主で今まで集落で管理されていましたが皆さんが高齢となり借受人に頼まれるものです。105 番ですが昨年までご本人が耕作されていましたが 82 歳と高齢になられ、面積もわずかです。荒らすと他に迷惑がかかるので作ってほしいとの申出で申請されるものです。その土地、土地の立地場所については確認しておりますが、受け手がなかった関係で使用貸借になったと思われま
議長	地元農業委員さん、状況が分かりましたらお願いいたします。
秦野委員	87 番の利用権設定ですが、集落でも上の田んぼです。家の前の田んぼです。過去にも誰かが作っておられましたが、これくらい払っておられたのではないのでしょうか。103 番、104 番、105 番の田んぼは、ご存知のような谷ですので、このままですと荒れてしまうので使用貸借でいいから耕作してほしいというものだと思います。
作野委員	先ほどより賃借料の事が出てきます。また利用権設定で度々賃借料の質問が出てくるのですが、申請時に田んぼの状況を聞かれておいたら楽な答弁なり皆さんが状況がよくわかるのではないのでしょうか。
事務局	できる限りさせていただきますが、現在再設定の書類を送られていただいているのは所有者の方にお送りいたしております、申請にこられるのも所有者の方です。所有者の方は自分の田んぼは条件が悪いのとあまりおっしゃいません。耕作の方が持ってこられた時は水はけが悪いとか畦畔が大きくて草刈が大変だとかおっしゃいまして状況は把握できますが少し難しいものもござい
作野委員	現実的に質問が出るということは皆さんが判らないわけですので、現地調査までとは言いませんが、どうしたら明快な答弁ができるかと考えるときに申請時に聞かれ、詳細については地元委員さんに聞くということがいいのではないのでしょうか。
唯代理	賃借料について問題が出ていますが以前庄倉委員さんが度々農業委

		<p>員会でゼロという賃借料はおかしい、せめて固定資産税くらいはとの話が出てきました。しかしその時お互いに色々な問題があるので仕方がない、ということで各委員さんが納得してこられた経過があると思います。</p> <p>また小作料がなくなり賃借料情報になりました。農業委員会がこうしなさい、という事は言えなくなりました。前の法律であればこの地域がこれくらいになっていますとの話もできましたが、今は情報提供という事になってしまいましたので、どうして 0 円ですかとも言いにくいと思います。賃借料について問題意識があれば意思統一するのをおこなわないと公的には根拠はなくなったということをお頭に置いておきながら農地の集積を進めていかないといけないということで今後どうすべきかを議論しなければいけないと思います。</p>
	野口康夫委員	<p>私としては賃借料が 10 a 当り 12,000 円などと高いなと思われるものについては情報提供して頂きたいと思います。逆に 0 円というのもあります。これについては今言われたように「頼むから作ってほしい」との事だと思いますので、0 円についてはもし聞ければ教えて頂きたいのですが、南部町が情報提供しています標準的賃借料についても使用貸借がかなりの件数で出ていますので、その範囲内であればいいのですが、それより高い賃借料については情報があれば教えていただきたいと思います。</p>
	議 長	<p>今の 12,000 円の賃借料については事務局も情報提供をし、納得されて出されたものです。ご了解ください。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
	議 長	<p>無いようですので、「議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について」の 47 番、113 番、95 番を除いた申請につきましては全会一致で議決、決定されました。</p> <p>続きまして 47 番、113 番につきましては委員さんの息子さんの申請案件ですので委員さんの退席を求めます。</p> <p>(委員 退席)</p>
	議 長	<p>では、番号 47 番、113 番につきまして質疑を受けたいと思います。</p>
	作野委員	<p>113 番につきましては、地主さんは米子に住んでいらっしゃいます。なかなか耕作ができないとの事で相談を受け、地元で耕作できる方を探してみました。田んぼの条件はいいのですが、機械を保有しておられる方も少なくなってきましたし、労力的にも地元では対応できないとのことで委員さんの息子さんをお願いし、快く承諾いただいたものです。</p> <p>今、話に上がっております賃借料がこれも 0 円です。この根拠といいますのは、本人さんからも農地を維持していただければそれでいいとのことでしたし、田んぼ的には条件はいいのですが集落としても維持していただければそれでありがたいですので私も賃借料 0 円でお世話をいたしました。</p>
	議 長	<p>番号 47 番、113 番につきましご異議ございませんか。</p>
	一 同	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なしとのことで番号 47 番、113 番につきまして議決、承認させていただきます。</p> <p>(委員 復席)</p>
	議 長	<p>続きまして 95 番につきましては委員さんの案件ですので、委員退席をお願いいたします。</p> <p>(委員 退席)</p>
	議 長	<p>では、番号 95 番につきまして質疑を受けたいと思います。</p>
	一 同	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>

	議長	異議なしとのことで95番につきまして議決、承認させていただきます。 (委員 復席)
5、協議事項 (1)耕作放棄地調査 赤判定未了農地の 判断について	議長	続きまして協議事項「(1)耕作放棄地調査赤判定未了農地の判断について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。
	局長	現地調査資料の2・3ページをご覧ください。今回耕作放棄地の赤判定未了の判断につきまして現地調査を頂き、農業委員会として赤判定を完了するのかどうかをご審議頂きたいと思えます。協議番号1番につきましては、1～3番はヘビ谷1068番、1069番、1071番で所有者は現在こちらに住んでいらっしゃいません。4～20番はレンゲジ、峠後、クラカケ谷、レンゲジ谷尻となりまして、1～3番も4～20番につきましても平成20年、21年の耕作放棄地全体調査におきまして赤判定でございまして、赤判定未了ということで現在まで経過してきた農地でございます。
	議長	局長の方から説明いたしました、他人の農地を農業委員会の権限の中で赤判定を出すということで慎重に審議願いたいと思えます。現地調査を頂きました地元農業委員より現地調査報告を頂きたいと思えます。
	幅田委員	現地調査は本日、午前9時より会長、唯代理、松川委員、橋谷委員、私と事務局2名、計7名で行いました。現地調査資料の6ページをご覧ください。今回現地調査した所はヘビ谷1068番他2筆の計1849㎡とレンゲジ1261番他16筆の計14,502㎡の2箇所について行いました。 まずヘビ谷という所ですが金華山林道を上がった所です。この谷は奥からだんだん荒れてきて山林になってきていますが、該当地はこの下に当たります。このヘビ谷1068番、1069番、1071番は耕作が放棄されてから10年以上経過しておりまして、雑木が相当大きくなっておりまして、その他、竹、カヤが繁茂しており、竹がかなり密集しておりまして、田んぼに復田するにはかなり困難な状態です。また所有者はこの近くに住んでおられませんので本人さんが復田して耕作されるのは困難です。集落も高齢化が進みこの農地を復田し作付けするのは到底困難な状況です。このような状況を踏まえ、現地で協議いたしましたところ、全員一致で赤判定するのが適当ではないかとの意見となりました。 またレンゲジ1261番他16筆につきましては全体が耕作放棄地になっています。これも耕作放棄地になってから10年以上経っています。ここも先ほどと同じく竹、カヤ、灌木が生えています。特に竹が密集しておりますので復田は困難と思われまして、この谷は人も住んでおられませんし、復田して集落で耕作するのは困難な状況ですのでこちらにつきましても赤判定やむなしと現地で話しましたので皆さんご協議をお願いします。
	議長	耕作放棄地赤判定未了につきまして質疑はございませんか。 ご異議ございませんか。
一同	異議なし。	
	議長	それでは満場一致の中で協議番号1番の1番から20番につきましては赤判定と決定いたします。後日所有者の方にお知らせをし、ご意見を伺い、地元農業委員さんにもご協力いただきたいと思えます。 続きまして協議番号2の21番から25番につきまして事務局から説明をお願いします。
	局長	資料3ページの21番から25番につきましては越敷野722番1から753番277の農地ですが、登記地目は畑、現況原野で地積は6筆で47,125㎡です。これはもともとタバコの生産組合がございまして、平成7年に解散しております。以前からここは耕作が放棄されている事が確認されてはいますが、現在は共有になっています。これにつきましても平成20年、21年の耕作放棄地全体調査におきまして赤判定でございまして、赤判定未了ということで現在はゴズバカズラが繁茂している原野

		でございます。
	議長	これにつきましても農業委員で赤判定を出しますので慎重に審議をお願いしますが、担当地域の橋谷委員さんより現地調査報告をお願いします。
	橋谷委員	本日、9時より雪の降る中、会長、唯代理、幅田委員さん、松川委員さん、私、事務局2名で現地調査を行いました。場所は西原から樹園地農道を上がりましてゴルフ場の手前になります。タバコ組合が耕作されていましたが、平成7年に解散されました。現在1名の方がねぎを耕作されていますが、そこを除いた所での赤判定のご審議をお願いします。ここは全体がゴズバカズラが繁茂しています。今日は雪の下になっていましたので農地に復元できるようにも見えましたが、春以降はゴズバカズラで大変な状態で人も入れない程になります。今日の現地で協議いたしましたところ、全員一致で赤判定もやむを得ないとのことで話し合いましたので報告いたします。
	議長	これにつきまして質疑を受けたいと思います。
	一同	質疑ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしとの事ですので全会一致で協議番号2番の21番から25番につきまして赤判定と決定いたします。これにつきましても通知をし、その中のご理解をいただければ赤判定ということで後日皆さん方に報告をいたしたいと思っています。今後ともこのような耕作放棄地赤判定未了につきまして現地調査していきたいと思っておりますので皆さん方のご協力をお願いいたします。
(2)耕作放棄地アンケート調査及び個々面接指導について	議長	続きまして協議事項「(2)耕作放棄地アンケート調査及び個々面接指導について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。
	局長	平成21年4月から5月にかけて耕作放棄地調査のアンケート調査をしていただきました。これは20年度の耕作放棄地全体調査に基づいて行われたものですが今回農地法が変わりまして、お手元の資料「農地制度ここが変わった」の54ページに遊休農地対策が農地法の方に法定事務化されたということでございます。これまでは「遊休農地のうち市町村が指定したものについて、必用な措置を講じる」となっていたのですが、これからは「すべての遊休農地が対象となる」ということで農業委員会は年1回は農地の利用状況を調査する事が義務付けられたという事で、今回4月から5月にかけて行っていただく調査にも前段となる平成21年中に調査頂きました耕作放棄地、今は法が変わりまして遊休農地調査になりますが、この遊休農地になっている13.7haですが、再度意向調査をしていただけたらとのことで昨年とほぼ同じ内容で資料1でお配りしております。これは原案ですのでこれにつきましてもご意見を頂き、これでいいということになれば4月の農業委員会総会に個々の調査用紙をお渡しし、5月の農業委員会総会までに調査を完了頂けたらとの提案でございます。
	議長	お手元の資料1の遊休農地アンケート調査平成22年度調査用紙(案)がこれでいいのかどうか、ご意見を受けたいと思います。
	唯代理	アンケート調査は県内がこういう形でまとめたいというものがあって出されたものか、それとも南部町独自のものなのでしょうか。
	局長	アンケート調査はどの市町村でもするというものではございません。昨年の遊休農地が13.7haということで、まずこれを解消するための調査でございます。昨年もこういった位置づけでアンケートを行い、4.9haが解消されました。継続中の耕作放棄地再生事業で解消する取り組みをしておられるところもありますが、現在発生している13.7haをどうするかということで昨年と同様な回答となる所もあると思っておりますが、変化等につきましても把握して頂き、売買、利用権設定等を促進するための調査、指導という内容が含まれたものでないかと思っております。それで、また10月に22年度調査をするという事になります。
	議長	このような項目でいかがでしょうか。

	一 同	はい。
	議 長	それではこのような項目で調査をいたしたいと思います。遊休農地 13.7ha の中で今後どのようにされるのか聞き取り調査をお願いいたします。
	唯 代 理	実施時期をお聞かせください。班ですのでしょうか。
	局 長	昨年と同様でございます。4月に各農業委員さんに各担当地区の耕作放棄地の所有者分をお渡しし、不在者地主については返して頂き事務局が直送しています。今年の結果が所有者は73人ですので、委員さんによっては多い方もおられますが、4月の農業委員総会に所有者、所在地、地積等が記載してあるものをお渡しし、5月の農業委員会に提出頂きたいと思います。
	議 長	田植え時期で大変お忙しい時期ですが、よろしく願います。他にございませんか。
	市川委員	アンケート調査は昨年とほぼ一緒とのことですが、「昨年も書いたのにまた同じことを」と言われかねないと思いますが、いかがでしょうか。
	議 長	同じことでもいいです。今回農地法が変わりまして農業委員会が所有者に対し指導、通知、公告、勧告までになりました。その1段階の指導にあたるものがこれにあたります。
	市川委員	今回農地法が変わり農業委員会が指導する1段階というのは理解できますが、それでも昨年と同じではなく少し聞き方が違っていいのではないかと思います。所有者も全て覚えておられないと思いますので、昨年のアンケート結果を見せていただき予備知識を頂きながら、回りたいと思います。また昨年はアンケートをお書きください、とお願いして渡して帰ったという方もいますが、今回は対面で聞き取りのような形にした方がいいということだと思いますね。
	局 長	今回アンケート調査をしていただくと同時に指導をしていただきたく思います。その結果、10月の遊休調査の時に解消されていない時にどうするか、が検討課題ということになります。
	議 長	ほかにごございませんか。
		(意見・質問なし)
	議 長	ないようですので遊休農地のアンケート調査についてはこれで終わらせていただきます。ここで休憩に入ります。(15時10分)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	議 長	審議を再開します。(15時20分) 報告事項に入らせていただきます。「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局より説明願います。
	事 務 局	農地法第18条第6項の規定による通知について説明させていただきます。 [合意解約 6件 朗読] 1番につきましては利用権設定が22年5月13日です。して賃借人から農地まで距離があり、近くで耕作者があれば返したいとのこと。で今回近くで耕作して下さる方が見つかりましたので合意解約されるものです。今回の利用権設定98番で出てきています。 2番につきましては農地法による貸借ですが、賃借人からの申し出による合意解約です。申請者のお父さんが耕作されていましたが、亡くなられ返されるものです。今後は所有者の方が耕作される予定です。 3番につきましては農地法による貸借ですが、賃借人からの申出です。賃借人は現在米子に住んでおられます。以前より返したいとの話があり成立したもので、今回の利用権設定111番の農地です。 4番、5番ですがこれも農地法による貸借ですが、賃借人からの申出です。賃借人のご主人が亡くなられ、耕作をしばらくされていましたが高齢になり返されるものです。今回の利用権設定90,91,99番で出てきました農地です。

		<p>6番につきましても農地法による貸借ですが、賃借人からの申出です。利用権設定103番で出てきました農地です。 以上報告をさせていただきます。</p>
	議長	報告事項「農地法第18条第6項の規定による通知について」異議ございませんか。
	幅田委員	2番から6番までは農地法による貸借ということでは小作ということですが、離作補償はありませんか。
	事務局	2番から6番までは農地法による貸借でございます。全て賃借人からの申出によります合意解約ですので離作補償はございません。
	安達委員	利用権を設定すると農地利用集積の分で集積になりますが、農地法の貸借というものは集積計画に含まれているものではないですか。
	事務局	1番につきましては利用権設定ですが2番から6番につきましては農地法3条によります貸借で小作地として契約期間の更新をされず期限の定めがないものになっているものでございます。農地法によります貸借は現在もございまして、こちらは耕作者の権利が保障され耕作権が発生します。利用権設定によります貸借は期間が設定されていまして期限がきたら所有者へ返るもので法律上、別でございまして。
	議長	他にございませんか。
		(意見・質問なし)
	議長	ないようですので農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わらせていただきます。
報告事項 (2)利用権設定の内容変更の通知について	議長	報告事項(2)「利用権設定の内容変更の通知について」に入ります。事務局より説明をお願いします。
	事務局	報告事項(2)、利用権設定の内容変更の通知について説明させていただきます。国道180号線バイパス事業によります用地買収により利用権の設定面積が変更になりましたための届出が1件でございます。 [利用権設定の内容変更の通知について 朗読]
	議長	質疑をお願いいたします。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしとの事で報告事項は終わらせていただきます。
その他 一時転用期間延長について	議長	続きましてその他に入らせていただきます。
	局長	一時転用に期間変更の届が出てきましたので報告いたします。 平成21年11月21日の届出で12月の農業委員会総会にお諮りし、平成21年11月21日から22年3月31日までの工期で出ておりました国道180号線改良工事に伴う工事用仮設道路一時転用でございますが、大谷川関連水路のカルバートボックスの支持地盤調査を行ったところ、軟弱地盤で支持力不足ということが判明し、新たに支持力を確保するため構造設計をやり直さなければいけなくなり残工事内容を考慮し5月末まで延期をお願いするとの事です。
	議長	ご質問ございませんか。
		(意見・質問なし)
	議長	ないようですので一時転用期間延長を了承したいと思います。
その他 農業者年金加入推進について	議長	続きまして農業者年金について報告があるようですので事務局より説明いただきます。
	事務局	お手元の資料2、をご覧ください。平成19年度より「農業者年金加入者10万人早期達成3ヵ年計画」と言うことで農業委員の皆様をはじめ、農業者年金友の会の皆様にもご協力頂き、加入推進いただきました。先日2月25日に担当者会議がございまして2月24日基金到着分までを締め切りとするとの事が出てきた実績がこの表でございまして。 南部町におきましても対策前の17年、18年は加入者がゼロでしたが、皆様における度重なる加入推進会議、戸別訪問を実施頂きまして19年度に3名、21年度に1名、計4名加入いただきました。目標5名に対し4名の加入で80%の達成率です。県は72.2%でございました。しかし、3月には鳥取市で1名、琴浦町が2名、大山町が4名、伯耆町が

		1名上がる予定との事で、目標を達成した市町村は岩美町、琴浦町、大山町、伯耆町の予定です。対策は終了しましたが今後も引き続き加入促進をお願いいたします。
その他 平成22年度第1回南部町農業委員会総会の日程について	議長	平成22年度第1回南部町農業委員会総会の日程についてですが、平成22年4月9日金曜日、議題の出かたによって時間は決めさせていただきます。よろしくお願いいたします。
7. 閉会	議長	以上を持ちまして平成21年度第12回南部町農業委員会総会を閉会します。